

J T S U - E 申第 46 号  
2 0 2 2 年 6 月 29 日

東日本旅客鉄道株式会社  
代表取締役社長 深澤 祐二殿

J R 東日本輸送サービス労働組合  
中央執行委員長 佐々木 宏充

## 繰り返し発生する事象の再発防止に向け、列車運行と線路内作業の 分離の再徹底を図り、社員・作業員の命を守るための緊急申し入れ

6月1日「本電第70号 電気部門における線路閉鎖工事等によらない作業等を実施する場合の取扱い（試行）について（連絡）」（以下、本電第70号）と題し、電気部門において2021年度に水戸支社・新潟支社で繰り返し発生した待避遅延に関する同種事象再発防止に向けた取扱いを定めることとして電気ネットワーク部（現・鉄道事業本部電気ネットワーク部門）より通達が出されました。その目的は「線路閉鎖工事等によらない列車見張員等を配置する作業等」を対象に、計画段階から関係者間で建築限界内外の意識向上、安易に建築限界内に入らないこととされています。しかし、第4項では「建築限界内作業等を実施する場合の具体的な取扱い（かけ声・うけ声運動）」として、対象作業において線路閉鎖工事等によれない場合に従事員間で声をかけ合うことで建築限界内に立ち入り作業等を行うことが可能と定めています。

1999年2月21日未明、山手貨物線大崎～恵比寿間にて回送列車と信号関係工事作業員が触車し、5名の尊い命が犠牲になる重大事故（以下、山貨事故）が発生しました。山貨事故を契機に「列車運行と線路内作業の分離」を図るため、線路閉鎖工事を保安体制の基本と位置付け、列車見張員の注意力だけに依存する作業等は禁止する、現・設備及び建設工事部門従事員触車事故防止要領（以下、触防要領）を定め20年以上に渡り同様の触車死亡事故を起こさず、命を絶対的価値基軸とする作業・保安体制を確立してきました。

しかし、本電第70号では「列車見張員の注意力だけに依存する作業等を禁止」し線路閉鎖工事を保安体制の基本と位置付けた触防要領と相反する内容が定められ、本電第70号を通達することの契機となった2つの事象における「触防要領」違反を再発させないための具体的取扱い、対策については記されていません。発生事象の背後要因と原因を究明し、すべての要因に対して対策を施すという事象の掘り下げが行われずに、現場責任のみに切り縮め、作業等の保安体制の優先順位の指示は「支社長の任務」と定める経営としての責任を問わずに事象が発生するたびに対策のための対策、ルールの上塗りがされています。「注意喚起」と「再徹底」を大義に本社から通達が大量に出され、現場実態を顧みない上位下達風土が蔓延し、現場で醸成してきた安全文化が形骸化され希薄化しています。行動規範が定められているにもかかわらず取組めないというのは、行動規範や取組むべき対策が現場実態に即したものになっておらず通達に対する理解や納得感が得られないからに他なりません。

さらに、本電第70号の内容については現場長をはじめとする管理者や支社主管部において

も、触防要領をはじめとする関係規程やマニュアルに基づき事故・事象の再発防止等に向けた説明ができないことを危惧します。改めて、山貨事故5名の命の犠牲の上にある現在の触防要領で定めた「線路閉鎖工事を保安体制の基本」として位置付けた基本に立ち返り「すべての仲間」の命を守る経営方針を定めた『グループ安全計画2023「進化」と「変革」一人ひとりの「安全行動」を起点に、「究極の安全」へ』を画餅に帰さないため、組織事故の視点をもって原因を究明し、職場の理解と納得感を基礎にした安全文化を醸成させていくことが求められていると考えます。

したがって、下記のとおり申し入れを行いますので、労使間の取扱いに関する協約に準じ、団体交渉は信義誠実対等の原則に従い秩序を保ち平和裡に行うことに踏まえて丁寧かつ具体的に回答をすること及び速やかな労使交渉の開催を強く要請します。

## 記

1. 本電第70号 電気部門における線路閉鎖工事等によらない作業等を実施する場合の取扱い（試行）について（連絡）の「4 建築限界内作業等を実施する場合の具体的な取扱い（かけ声・うけ声運動）」に基づく取扱いを直ちに中止し、設備及び建設工事部門従事員触車事故防止要領に基づく取扱いを遵守すること。

以 上